

特集：第16回厚生政策セミナー

「東アジアの少子化のゆくえ—要因と政策対応の共通性と異質性を探る」

圧縮的な家族変化と子どもの平等： 日韓比較を中心に考える

相馬直子*

本稿の目的は、日本における子育てをめぐる政策対応のアプローチや考え方の特徴について、隣国の韓国との比較から明らかにすることである。

韓国社会では、多様な家族をどう包摂するかという視点から、明示的な「家族政策」に向けて政策の再編が進んできた。そして、階層の視点から子育てニーズが認知され、低所得層児童に焦点を絞ったターゲット戦略がとられている。一方、日本は、家族像見直しなき、暗黙的・個別主義的な子育て支援策の形成が見られ、子育てニーズは母親の心理的側面から認知され、中間層の母親の育児負担軽減といった対象化がなされてきたといえる。

日本と韓国でこのような特徴を持つに至った要因として、(1)政策形成面（アクター）、(2)家族制度改革状況、(3)社会経済的要因の違いが挙げられる。さらに本稿では、両社会における「子育てをめぐる問題の発見の仕方、問題の帰着のさせ方」の違いがあることを論じる。すなわち、韓国では、子育て問題を「家族」の問題に帰着させ、「家族」単位で解決しようとする傾向がある。女性や子どもを福祉的に統合（包摂）する論理や手法は、「家族」という単位にもとづいている。一方、日本は韓国よりも個別主義的で、子育て問題を、「母親」の問題として発見したり、問題を「母親の心理的問題」などに帰着させる傾向が強かった。

このように、同じ「家族中心的福祉レジーム」と括られてきた日本と韓国では、女性や子どもに対する福祉的統合（包摂）の考え方や手法に違いが見られる。最後に、韓国の経験から日本独自のアプローチを考えることの重要性を論じ、子どもにとって平等で民主的な家族関係の再定義を通じた「多様な子どもを包摂する家族政策」形成について検討する。

I. はじめに

本稿の目的は、日本における子育てをめぐる政策対応のアプローチや考え方の特徴について、隣国の韓国との比較から明らかにすることである。日本も韓国も、少子化・高齢化・家族形成の多様化という同じ課題を抱えている。ただ、それに対する政策的対応は両社会の特徴が見られる。本稿は、政策フレーム、子育てニーズの認知の形式、政策手法という3つの次元から、日本と韓国の子育てをめぐる政策的対応の特徴を考察する。そして、そ

* 横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科

の特徴の根幹には、両社会における「子育てをめぐる問題の発見の仕方、問題の帰着のさせ方」の違いがあることを論じる。

なぜ、日本と類似性が高いと言われてきた韓国との比較なのか。実態的な変化の観点からと、福祉レジーム論における両国の扱われ方という観点から、その意味を述べよう。

第一に、韓国を見る意味は、韓国が次の二つの変化や経験を先取りしている点にある。まず韓国社会は、以下で論じるように、日本以上に圧縮的な家族変化をすでに経験している。さらに韓国は、1997年に非常に大きな経済危機を日本に先立って経験している。これらへの対応は、日本に非常に多くの示唆を与えるはずだと考えるからである。

第二に、日本と韓国の福祉レジームは「家族主義的」という特質が指摘されやすかったが、両社会における近年の政策対応は、「家族主義的」と一括りできない様相を呈しており、より踏み込んだ比較考察が求められると考える。例えば、グッドマンとペンは、日本・韓国・台湾の福祉国家を、欧米諸国の福祉国家とは異なった文化的・歴史的背景を共有する、「日本中心の東アジア福祉レジーム」(Goodman and Peng 1996)と論じている。また、宮本・イト・埋橋(2003)は、東アジア福祉国家の特徴として、家族を中心として構造された「家族中心的福祉レジーム」(Family-Centered Welfare Regime)と指摘する。しかしながら、日韓における近年の様々な変化やその変化への政策対応は、「家族中心的福祉レジーム」と一括りできない豊穡さをもっている。

本稿の分析視点としては、子育てをめぐる政策のアプローチや考え方の特徴、さらに例えば、女性や子どもに対する福祉的統合(包摂)の考え方や方法の特質を解明するものである。いわば、制度の供給面(量的側面)¹⁾よりは、制度の認知的側面(質的側面)に着目した比較分析である。西欧の近代化の過程でまず見られたのが、社会政策によって「福祉国家」が、諸個人を「国民」として統合してきたという「福祉国家的統合」の形式である(岩田 1998)。では、現代の少子高齢化時代において、その統合(包摂)を要請する考え方や手法は、日韓でいかなる特質があるのか。本稿の分析視点は、まさにこの点にある。

では、制度の認知的側面(質的側面)に着目する意義は何か。社会政策学や制度分析の知見をふまえて考えよう。まず岩田(2001)は、政策の前提となる、政策課題の認知プロセスや対象化の過程に関する研究の必要性を強調してきた。また大沢(1996)は、すべての社会問題、諸課題が政策的応答をえるわけではなく、政策課題の「認知」という過程を通過し、課題認知と政策目標、手段、予算規模のあいだに発生しうる不整合の解明をするために、政策課題の認知過程の分析の重要性を指摘する。さらに青木(2001)も、経済制度を成り立たせるための「認知媒体としての制度」に着目することの重要性を指摘してきた。すなわち、経済制度の変化を考える際、経済制度を深く支えている文化、人々の認識の枠組み、すなわち、社会的ルール、文化的信念、社会的規範によって導き出された、

1) 制度の供給面に焦点をあてた東アジアのケアレジーム分析として、Raymond et al. (2011)は、Ochiai (2009)のケアダイヤモンド論をふまえ、日本・韓国・台湾・香港・中国における保育と高齢者介護へのサービス供給と資金供給に果たす4つのセクター(国家、家族、コミュニティ、市場)の供給面の比較を示している。

認知媒体としての制度の役割や制度間の補完性を考察している。

では、日本と韓国では、子育てや家族の政策をめぐる、政策課題の認知過程、対象化の過程に着目すると、いかなる特質が見られるだろうか。また、子育てや家族に関する福祉制度を深部で支えている社会的規範や人々の認識枠組みの特質は何であろうか。

II. 家族変化の圧縮性の日韓比較

先に家族変化の実態から確認しよう。本稿では、「家族変化の圧縮性」という点に着目することで、重要な日本の特徴を考えたい。ここでいう「家族変化」とは、出生率の変化に加え、家族形成の多様化（流動化・グローバル化）という視点も入れ、離婚の変化と、国際結婚の変化の三つを含んでいる。「圧縮性」とは、(1)変化のタイミングと組み合わせ（三つの変化が短期間で組み合わせられて生じているのか、単発的な変化か）、(2)変化の程度（急な変化か、緩やかな変化か）、という観点から、変化の性質を見るものである。つまり、この三つの家族変化の性質がどうか——重なって変化しているか（圧縮性が高いか）、重なって変化していないか（圧縮性が低い）——という視点から考察するものである。

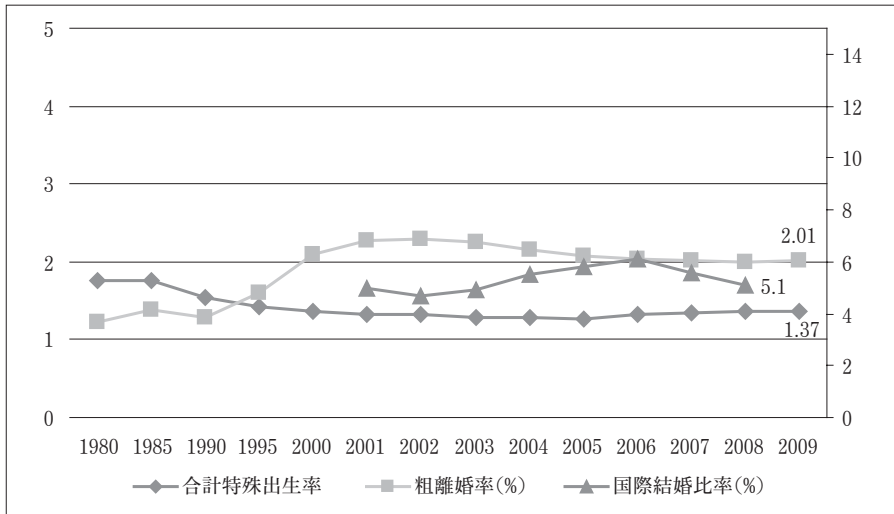
日本と韓国の「家族変化の圧縮性」を比較検討するために、以下の二つの折れ線グラフ（図1・2）を比較しよう。図1が日本、図2が韓国のグラフであり、それぞれ、合計特殊出生率（TFR）・粗離婚率（人口千人あたりの年間離婚件数）・国際結婚比率（夫婦どちらか一方が外国籍の婚姻数の割合）の三つの変化を示している。

ここで確認できる大きな特徴は、日本（図1）は、三つの変化が緩やかであるのに対して、韓国（図2）は、三つの変化が重なって変化していることである。つまり、韓国は少子化・離婚率上昇・国際結婚²⁾の上昇が重なっているのに対して、日本の特に2000年以降は、韓国のような離婚率の上昇も国際結婚比率の上昇も顕著に見られない。上述した「家族変化の圧縮性」の視点から見ると、韓国は家族変化の圧縮性が高く、日本は低いといえる。

日本では、1989年の合計特殊出生率が1.57を記録し、1990年「1.57ショック」と社会問題化した。あくまでも問題になったのは、少子化問題単体であった。それに対して韓国の場合、2002年の合計特殊出生率が1.17、2003年が1.19を記録したことから、「1.17ショック」「1.19ショック」と社会問題化した。少子化のみが社会問題化したのではなかった。2003年、婚姻件数に占める離婚件数の割合でみた離婚率が54.8%を記録し、離婚率の上昇も社会問題となった。韓国では、少子化問題と離婚率上昇問題とが接合した形で社会問題化したのであった。

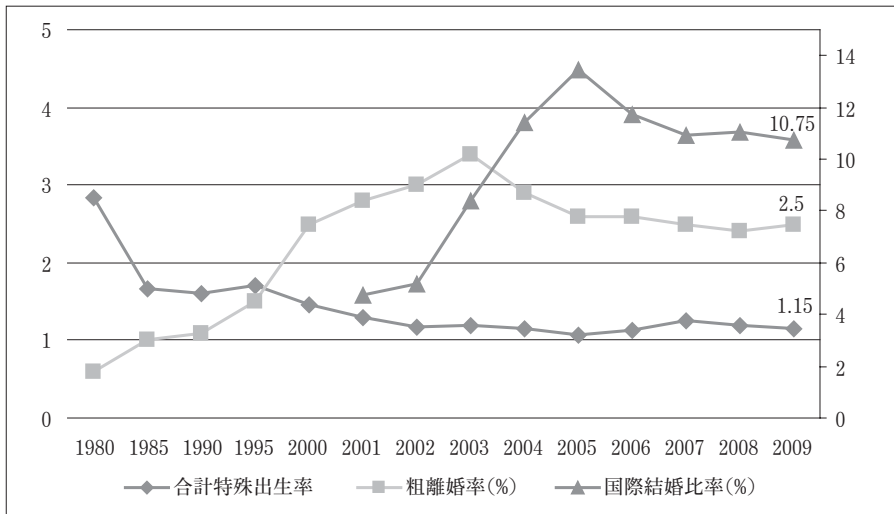
2) 韓国は1991年から外国人労働者の本格的受け入れを始めた。2004年から（研修生でなく合法的労働者として単純労働者を認める）雇用許可制について定めた「外国人労働者の雇用等に関する法律」が施行され、以後も、急激に増える外国人雇用や国際結婚への対応策として、「在韓外国人処遇基本法」（2007年）、国際結婚による移民に焦点を当てた2008年の「多文化家族支援法」など、外国人の受け入れに関する一連の法整備が進んでいる。

図1 家族変化の日本的様相



出典：厚生労働省「人口動態統計」各年。

図2 家族変化の韓国的様相



出典：National Statistical Office, *Annual Report on the Vital Statistics*, 各年。

Ⅲ. 韓国における圧縮的な家族変化への適応戦略

こうした圧縮的な家族変化に直面した韓国では、家族の「変化」ではなく、「家族危機」「家族解体」という形で問題化がなされた。まず韓国社会の対応の特徴から、ここでは三点挙げたい。

1. 明示的な「家族政策」の形成

一点目の特徴は、「多様な家族」を包摂するという視点から、中央政府、地方政府にて、明示的な「家族政策」が形成されてきた点である。ここでは特に中央政府レベルに着目し、その政策骨格と、政策課題の認知や対象化の過程に見られるポイント（家族像の見直し論議の台頭、婚外子の子育てコスト・責任問題の政策課題化）について述べる。

(1) 家族法や戸籍法改正とリンクした「家族政策」の骨格

中央政府レベルでは、特に盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権になり、2004年の「健康家庭基本法」³⁾の制定以降、女性家族部（「部」は日本の「省」にあたる）が「第一次健康家庭基本計画」（2006年）、「第一次健康家庭基本計画補完版」（2010）、「第二次健康家庭基本計画」（2011）を策定してきた。また、「低出産・高齢社会対策基本法」（2005）、「第一次低出産・高齢社会対策基本計画（セロマジプラン2010）」（2006）、「多文化家族支援法」（2008年）も影響している。

参考までに、「第一次健康家庭基本計画」（2006年）、「第二次健康家庭基本計画」（2011）の骨子を示すと、以下の通りである（下線は筆者による）。

特に、「第一次健康家庭基本計画」のビジョンは、「家族のすべてが平等で幸せな社会」であり、「平等」と「幸福」が並列的に掲げられ、家族法や戸籍法改正とリンクしている点が興味深い。「平等」に関わる具体的な政策課題は、「5-1 家族関係の増進および家族問題の予防」の「5-5-1 平等で民主的な家族関係づくり」の中に具現化されている。ここでは「戸主制廃止による制度整備および広報の強化」と「民主的家族関係の実質的保障」に政策課題が具現化され、民法改正法律案が基本計画の中に併記されている。前者は、(1) 戸籍法に代替する「国籍および家族関係の登録に関する法律」制定、(2) 新たな身分登録制度定着のための多様な教育実施および広報の強化である。後者は、(1) 夫婦間の実質的経済的平等のための離婚時財産の均等分割原則規定、(2) 住居用建物等に対する夫婦一方の臨時処分制限、(3) 父母にのみ認定された面接交渉権を子どもにも認定（子どもの独自の人格権の保障）、(4) 家事労働の価値評価の制度化を意味する。

< 第一次健康家庭基本計画（2006～2010）の骨格 >

ビジョン：家族のすべてが平等で幸せな社会



政策目標：▶ 家族と社会での男女間・世代間調和を実現

▶ 家族および家族構成員の生活の質を増進



政策課題：1 家族ケアの社会化：

3) 「健康家庭基本法」第1条（目的）は、「健康な家庭生活の営為と家族の維持及び発展のための国民の権利、義務と国及び地方自治体等の責任を明白にし、家庭問題の適切な解決方を講究し、家族構成員の福祉増進に貢献することのできる支援政策を強化することにより、健康家庭の実現に寄与することを目的とする」と定める。また、「健康家庭」は、同法第3条（定義）において「家族構成員の欲求が充足され、人間らしい生活が保障される家庭」と定義される。原文は、国家法令情報センター・ウェブサイトの健康家庭基本法を参照。

- 1-1 家族の子女養育負担の軽減
- 1-2 家族ケアに対する社会的支援強化
- 2 職場・家庭の両立：
 - 2-1 男性の家族生活参与を支援
 - 2-2 女性の経済活動参与基盤を構築
- 3 多様な家族に対する支援：
 - 3-1 ひとり親家族に対する包括的支援体系を構築
 - 3-2 多文化家族の社会統合支援
 - 3-3 多様な疎外家族に対するオーダーメイド型サービスを提供
- 4 家族親和的社会環境づくり：
 - 4-1 家族親和的職場環境づくり
 - 4-2 家族親和的地域社会づくり
 - 4-3 安全な家族生活環境づくり
- 5 新しい家族関係および文化づくり：
 - 5-1 家族関係の増進および家族問題の予防
 - 5-2 健康な家族文化づくり
- 6 家族政策インフラ拡充：
 - 6-1 家族政策の総括・調整体系の整備
 - 6-2 家族政策推進インフラ拡充および内実化

<第二次健康家庭基本計画（2011～2015）の骨格>

ビジョン：ともにつくる幸福な家庭，ともに成長する健康な社会



政策目標：▶個人と家庭の全生涯にわたる生活の質満足度上昇

▶家族のための，家族を通じた社会的資本拡充



政策課題：1 家族価値の拡大：

- 1-1 健康な家族文化拡大
- 1-2 男性の家族生活参与支援

2 子育て支援強化：

- 2-1 子育て支援の多様化
- 2-2 父母役割の支援

3 多様な家族の力量強化：

- 3-1 ひとり親家族支援政策拡大およびオーダーメイド型支援サービス拡充
- 3-2 多文化家族支援サービス活性化
- 3-3 家族ケア者および脆弱家庭のための支援体系構築

4 家族親和的な社会環境づくり：

- 4-1 家族親和的な職場環境づくり
- 4-2 家族親和的な地域環境づくり
- 5 家族政策インフラ強化と専門性をたかめる：
 - 5-1 家族政策基盤強化および効率化
 - 5-2 家族支援サービス供給体制の専門化と特性化

(2) 家族像見直し論議の台頭

上記の「家族政策」形成過程において、特に政策課題の認知や対象化の韓国的特性として興味深いのは、家族像見直し論議が台頭してきた点である。

家族とは何かという、その社会の家族像に関わる問題は、政策的な問題以前に、文化的な問題である。したがって、「家族政策」を改革することとは、その社会で当たり前になっている「家族像」を問い直し、家族文化にまで関わるものである。言い換えれば、多様な家族形態の承認、という問題である。この「家族像」がベースとなって、「家族政策」の「家族」の範囲が設定され、さまざまな支援策が行われている。このことを踏まえると、政策的に認知されている「家族」に対する支援策（所得再分配など）をどう拡充するだけでなく、政策的に「家族」と認知されていない「家族」に対する支援策をどう拡充するか、という点も「家族政策」をめぐる重要な争点となる。

この点について韓国では、「健康家庭基本法」（2004年）の制定過程において、「家族とは何か」「望ましい家族像とは」「どの『家族』にどのような支援策が行われるべきか」といった議論が噴出した。いわば、「家族像」に関する議論自体が政策論議の俎上にあがったのである⁴⁾。

この政策論議では、次の3者の意見相違が見られた。第一に、家政学界・宗教団体・保守系の団体や政治家が「親家族連合」を組み、家庭単位の政策の必要性を強調した。彼らの主張は、(1)出生率低下や離婚率上昇は「家族危機」であり、「家族機能強化」が必要だ、(2)既存の個別対象（児童、青少年、女性）に基づいた事後的な支援では、「家族危機」には対応できないため、家庭単位の予防的な支援が必要だ、(3)個人の発展、家族の安定、持続的な社会の発展（国家の発展）はパラレルである、というものであった。第二に、社会福祉学界は、家庭単位のアプローチでなく、福祉インフラや社会的条件の整備が重要であり、国家と社会の役割を明示することが何よりも大切だと反論した。第三に、女性学界や女性委員会は、幅広い議論に基づいた家族政策の新たなパラダイムや代案的な家族像が必要であり、ジェンダー平等の視点が不可欠であることを強調した。そして、家族を通じた家族福祉ではない、「脱家族化」「家族ケアの社会化」の重要性を強調した。

ただ、女性学界や女性委員会が提示した脱家族化の必要性の議論は論議の中心とならず、家政学界系と社会福祉学界系の対立が先鋭化した。結果として、家政学界系の、「家族」を単位とした支援という考え方が強い改革がなされた。ただ、そこでの「家族」とは、

4) 健康家庭基本法制定過程の論争に関する分析の詳細は、相馬（2010）参照。

「健康家族」という一枚岩的なものというよりはむしろ、多様な家族を「家族」単位として定義しようとするものであった。

こうして、従来の政策の前提となる「家族像」をめぐる白熱した政策論議を経て、多様な家族に対する包括的な支援が必要だという政策的枠組みが形成されてきた。そこでの多様な家族とは、養子縁組家族、結婚移民者家族⁵⁾、ひとり親家族⁶⁾、老人家族といったものである。こうした多様な家族像を公共政策でどう束ねていくか、という視点から、明示的な「家族政策」を掲げているのが特徴である。

(3) 婚外子の子育てコスト・責任問題の政策課題化

加えて、明示的な「家族政策」形成過程において、家族単位の政策を保健福祉部が志向した大きな要因は、離婚率上昇に伴う、「捨て子」「婚外子」の子育てコスト・責任問題という政策課題の解決策として、家族単位の支援をとらえたからである。この事実自体、近代家族・法律婚以外の多様な家族から生まれた子どもの「子育ての社会化」問題が、死角地帯であり続けてきたことを意味している。

これは、当時の保健福祉部長官・金花中氏が、健康家庭基本法制定への強い意志を表明する中での発言から読み取れる。2003年夏の国会において、「離婚による捨て子の対応が困難であり、家庭解体や事実婚・未婚母が増えると社会の基本が崩れること、したがって、健康家庭に基づいて社会を育成することが望ましい」と長官自らが、健康家庭基本法制定の重要性を強調していた。このように、保健福祉部の政策的関心は、法律婚に収まらない事実婚や離婚による子どもの子育てコスト・責任をどう社会で分担するか、いわば婚外子をめぐる「子育ての社会化」問題にあったととらえることができる。

このように韓国社会では、法律婚以外の子育ての社会化問題が、家族政策の枠内で政策課題となった。しかし、その子育てコスト・責任を、社会全体で共有するよりはむしろ、新しい「家庭」という単位を立てて、その問題を解決しようとした。子どもが「個人単位」として見なされて、家族から独立して政策対象として引きずり出されたのではなく、子どもは家庭や婚姻関係の「陰」に隠れた存在のまま、新しい「家庭」という単位を志向する改革が行われたのである。

2. 子育てニーズの階層的認知

二点目の特徴として、子育てニーズを階層面から把握し、家族政策に階層の視点が強く入っている点が挙げられる。例えば「第一次健康家庭基本計画」を見ると、政策目標数値の中に、ひとり親家族の貧困率を36%（2005年）から32%（2010年）まで下げようと設定されている。ただ、「第二次健康家庭基本計画」の目標数値から貧困率はなくなり、「第一次健康家庭基本計画」で32%まで貧困率を削減できたのかどうかという政策評価はまだ公

5) 韓国国民と婚姻したことがある、又は婚姻関係にある在韓外国人を指す。

6) ひとり親施策に関しても、従来の母子福祉法から、2007年にひとり親家族支援法へと改正され、単に母子、父子だけではなく祖父母と孫との世帯である祖孫世帯も「ひとり親家族」という定義に含められた。ひとり親施策の詳細は、相馬・朴（2009）参照。

表1 「第一次健康家庭基本計画」における目標数値

分野	主要指標	2005	2010
ケアの 社会化	育児支援施設利用率	47%	65%
	国・公立保育施設	1,352ヶ所	2,700ヶ所
	育児費用の父母負担率	62%	42%
	子どもケア支援の連係件数	1,000件 ²⁾	25,000件
	公的老人療養保護比率	1.4%	4.1%
職場・家庭 両立支援	女性の経済活動参加率	50.1%	55.0%
	育児休業利用率	26.0%	36.0%
	男性の育児休業利用率	1.9% ³⁾	5%
	FFI（ファミリーフレンドリーインデックス） による家族親和評価の参与機関数	新規	1,000個
	家族支援の 拡大	GDP 対比家族関連公共支出比率	0.1%
主観的生活の満足度		47% ¹⁾	60%
ひとり親家族の貧困率		36%	32%
ひとり親家族の子女養育費支援児童数		23千名	46千名
健康家庭支援センター利用者数		10万名	60万名
結婚移民者家族の支援センター開所数		51ヶ所 ²⁾	200ヶ所
平等な家族 文化づくり	夫婦の家事分担比率	8.1% ¹⁾	15%
	家族生活教育および相談件数	3万件	5万件
	危機青少年比率	3.6%	3%

註 1) 2002年数値. 2) 2006年数値. 3) 全育児休業者中の男性利用者の割合。
出典：女性家族部（2006, p. 19）。

表されていない。いずれにせよ、政府の施策の目標数値に貧困率削減が設定され、家族政策の中に階層の視点が強く入っているのは日本には見られない特徴である（表1）。

韓国の場合、子育てニーズが階層視点から把握されるのは、新しいものではない。「出発点の不平等」「子どもの不平等」問題は、常に韓国社会を悩ませるイシューで有り続けてきた⁷⁾。「よりよく育てる」ゲームに参加できる層と、そうではない層との両極化問題は、常に国民の関心事であった。このゲームはすでに就学前の幼児期から始まっており、就学前という「出発点」ですでに不平等があり、そこから何とか対策をうたなければならない。早期教育が加熱すればするほど、出発点の不平等問題はさらに社会問題化し、子育てをめぐる制度論議でも、子ども間の不平等という問題の立て方、子育てニーズを階層面からまず認知するというのは、韓国の近代化の過程で一貫して見られるものである。実際、1980年代からの幼保一元化論争において、幼児教育界・保育界の論理構成を見ても、「教育の機会不平等問題解決のための教育福祉」か「貧富格差解消のための社会福祉」かという構図で一貫している（相馬 2004）。

3. 政策手法：低所得層児童へのターゲット戦略

三点目の韓国の特徴として、低所得層の児童に向けたターゲット戦略が挙げられる。韓国社会とえば、非常に教育熱が高いというイメージが強いが、就学前に早期教育や習い事が受けられる子と受けられない子の格差、出発点の不平等問題が日本以上に大きな社会

7) これは韓国社会における教育システムへの過剰な負荷（有田 2006）を意味している。

問題として認識されてきた。日本でも「子どもの貧困」が非常にクローズアップされてきたが、韓国社会では「出発点の不平等」「子ども間の格差」という問題は非常に古くて新しい問題とされてきた。この問題に対して、韓国社会では、いわば「低所得層児童支援」とターゲットを明確にした政策手段が形成されてきた。ここで2つの実践例を検討しよう。

第一に、社会運動から生まれてきた“We Start”という取り組みである⁸⁾。近年の中央政府による「ドリームスタート事業」もこの We Start 事業を参考としている点で、とても重要な取り組みである。“We”とは、“Welfare”と“Education”の頭文字から取ったものである。米国にも“Head Start”，英国には“Sure Start”などがあるが、その韓国版である。「できるだけ幼い時期から、貧困層の子どもと一般の子どもとの不平等を減らさなければ子どもが成人になったときに貧困から脱することができない」というスタートプログラムの理論に基づいて、“We Start”は韓国版の「スタート運動」として、2004年5月に立ち上がった。

筆者が調査を行ってきた城南市（ソンナム市）盆唐区野塔洞は、ソウルの周辺にある郊外地区である。盆唐区という新都市は、高級マンションが立ち並ぶ地区（中間層以上が居住する地区）と、経済的困難層が居住する地区とがあり、野塔洞は後者に属する。

We Start 事業は、貧困児童が200名～300名程度の地域を選定して展開されてきた。2004年に「城南市 We Start マウル」（マウル＝村や小さな町）というものが野塔洞木蓮地区に作られ（We Start 木蓮マウル）、それ以降、現在も地域を拡大しながら、低所得層児童・家族支援へのさまざまなプログラムへの取り組みがなされている⁹⁾。特に、12歳以下の低所得層児童・家庭に対して、市、社会福祉館、保育園、小学校、そして保健所、病院、薬局、企業等が連携してプログラムを提供している。

例えば、東南アジアからの結婚移民者の母子世帯に対して、母親の韓国語力があまりないために、子どもの言語発達に課題が見られた場合、保育園が「We Start マウル」に報告し、そこに常駐している保育士や社会福祉士がその家庭を訪問する。そして、子どもの状況、母親の状況を幅広く把握し、子どもの言語発達のために、保育士が絵本の読み聞かせを行ったりしている。こうした支援の過程で、どのような絵本が子どもによいのか、また他にどのような取り組みが必要なのかを母親と話し合いを行ったり、子どもの栄養状態を見て必要があれば牛乳を支給する。子どもへの支援を入り口にして、母親・父親をはじめ、家族に就労や生活を含めた福祉課題はないか、家族全体の視点に立って教育、福祉、健康の包括的対策に取り組んでいる。

第二に、放課後対策事業としての、地域児童センターや青少年放課後アカデミーの実践である。地域児童センターの提供主体は、民間、社団法人、社会福祉法人、宗教団体、個人など多様であり、全国で運営されている。この事業は、各地域の実情に合った支援を重視し、子どもだけではなく親も含めた低所得層児童・家庭への教育、福祉、健康への包括

8) We Start 運動の形成過程やケース記録等の実践に関する詳細は、相馬（2008）参照。

9) 2009年からは、We Start 事業の中央政府版事業である「ドリームスタート」の事業が、城南市中院区上大院2洞で開始された。

的な支援である。特に盧武鉉政権以降、積極的に展開されてきた。青少年放課後アカデミー事業は、政府主体の低所得層児童支援である。小学校4年生から中学校2年生までの、思春期の子どもたちを対象として、夜10時まで施設は開いている。筆者が調査したソウル市のある青少年放課後アカデミーは、宗教団体が委託を受けて運営していたもので、非常にきめの細かいプログラムを提供していた¹⁰⁾。

ここで紹介した実践は、低所得層児童を直接ターゲットとした施策であるが、この「低所得層児童へのターゲット戦略」には難しい点もある。低所得層児童のみを支援することを明示すると、その児童の家庭が低所得だということを強調することになり、偏見につながるのではないかという「スティグマ問題」が懸念される。支援の実施にあたっては低所得層支援を前面に出さないような配慮をする必要があるが、現場では、実際に支援を受ける子どもの自尊心を尊重しながら、地域の認識変革も求めるという、非常に難しい課題に直面しながら、実践が積み重ねられてきた。

IV. 「暗黙的・個別主義的な制度改革」を積み重ねてきた日本

以上の韓国社会の対応に照らして日本の対応を見ると、次の二点を特徴として指摘できる。

1. 家族像見直しなき、「暗黙的・個別主義的な子育て支援策」の形成

第一に、日本は、韓国のように家族像の見直し論議を経て明示的な「家族政策」は掲げず、いわば、家族像見直しなき、「暗黙的・個別主義的な制度改革」を行ってきたと特徴づけられる。まず、個別主義的と特徴づけたのは、日本政府は韓国政府のように諸政策を「家族政策」として束ねてこなかったからである。韓国の「家族政策」に相当する日本の政策分野は、「保育施策」「少子化対策」「次世代育成支援」「子育て支援」「男女共同参画政策」「ひとり親家庭支援」「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）推進施策」といった政策群である。また、暗黙的と特徴づけたのは、日本では韓国の健康家庭基本法策定時のような家族像に関する政策論議が近年活発化しているとは言い難いからである。日本では、諸政策の前提となっている「家族像」の問い直しを行うよりはむしろ、「すべての子どもに対する政策が必要」という論理で、子どもをもつ家庭（子育て家庭）を入り口とした政策論議が進められてきた。

日本的なアプローチの例として、地方自治体の「次世代育成支援対策」のアプローチを見よう。例えば東京都の「次世代育成支援行動計画（前期）」では、子育て家庭に対する「一般的な子育て支援」と、「要支援の子育て家庭」「特別な支援を必要とする家庭や子ども」という言い方をしている。一般／特別という区分をもとに、いわば、「一般の子育て支援」を利用するような「一般の子育て家庭」という家族の形が、暗黙的に想定されてい

10) 放課後対策事業における低所得層児童支援の詳細は、相馬・韓（2009）参照。

るといえるのではないだろうか。

日本が韓国のように「家族政策」と明示してこなかった理由は何であろうか。家族政策の軸に人口の量と質の管理があることをふまえると、一つには戦時中の「生めよ・殖やせよ」の反省から明示的な人口政策が避けられてきたという歴史的な背景がある。また増田(2008)はその理由を、(1)個別支援として形成されてきた社会福祉制度の遺制、(2)戦前の家族制度と戦後の家族観からくる影響、(3)育児は親の責任であるという考えの強さ、から考察している(増田 2008, pp.183-187)。さらに、現代的な理由として、日本は韓国のように圧縮的な家族変化(出生率低下、離婚率上昇、国際結婚比率上昇)を同時タイミングで経験していないことが挙げられる。あくまでも出生率低下のみが政策課題として問題化され、その圧縮的な家族変化がセットで政策課題として問題化されにくい状況であった。

では、家族像の見直し論議はこれまでずっと不活発であったのか。そうではない。家族像の見直し論議、とりわけ、多様な家族を想定した家族法の改正まで踏み込んだ議論が全くないわけではなかった。例えば、1990年代の人口問題審議会の議論や、平成10年版(1998年)の厚生白書において、家族像見直しが課題として取り上げられてはいる。

第一に、人口問題審議会の報告書で、家族について論じているところを見てみよう。まず、少子化の影響との関連では、「家族の変容などに関しては意見が分かれるものの、(略)概ねマイナス面の影響と考える指摘が多い」と、慎重ながらもマイナス面の影響を指摘する。影響は経済的影響と社会的影響に分けて論じられているが、家族観は社会面への影響として語られる。すなわち、ここで社会面の影響としては、(1)家族の変容 — 単身者や子どものいない世帯が増加する —、(2)子どもへの影響 — 子どもの健全成長への影響が懸念される —、(3)地域社会の変容 — 基礎的な住民サービスの提供も困難になる — である。以下に引用した「家族の変容」に関する議論は、エンゼルプランにはなかった論点である。

「単身者や子どものいない世帯が増加し、少子化が進行する中で、社会の基礎的単位である家族の形態も大きく変化するとともに多様化する。とりわけ単身者の増加は、家族をそもそも形成しない者の増加を意味しており、『家族』という概念そのものの意味を根本から変えていく可能性さえある。また、単身高齢者の増加は介護その他の社会的扶養の必要性を高める。子どものいない世帯の増加は、家系の断絶などを招き、先祖に対する意識も薄れていくという可能性もある。」

(人口問題審議会編 1998, p. 10, 下線は筆者)

ただし、この「家族の変容」については、その対応策、政策手段まで具体化されず、「今後、更に議論が深められるべき問題」の方に入れられている。そして、「多様な形態の家族のあり方についての社会的な寛容度を高めること」、それが長期的に婚姻率や出生率回復につながる可能性については、議論を深めるべき課題とされている。「家族」そのものに関する論点は、以下の引用に見られるように、今後の申し送り事項のような位置づけ

になっているのである。

「多様な家族のあり方：選択的夫婦別姓や通称使用の拡大，同棲など多様な形態の家族のあり方についての社会的な寛容度を高めることが，長期的に婚姻率ひいては出生率の回復につながる可能性についても議論を深める必要がある。

この点に関しては，選択的夫婦別姓は我が国社会の根幹に関わるものであり，慎重に考えるべきとの意見もある。

また，婚外子の問題については，我が国の民法が法律婚主義を採用していることなどを踏まえつつ，今後，国民的な議論を進めていくとともに，制度における婚外子であるが故の不利益的取扱いの是正や婚外子に対する社会的偏見の解消を図っていく必要がある。」（人口問題審議会編 1998，p. 46，下線は筆者による）

第二に，平成10年版（1998年）『厚生白書：少子社会を考える—子どもを産み育てることと『夢』を持てる社会を—』では，より踏み込んだ記述となっている。まず，この白書の目指す社会像は，文字通り，「男女が共に暮らし，子どもを産み育てることに夢を持てる社会」である。冒頭にて，「20世紀後半，日本は豊かさを目指して走り続けてきた。（略）しかし，その間，出生率は下がり続けた。気付いてみれば，日本は，結婚や子育てに『夢』が持てない社会になっているのではないだろうか」（厚生省 1998，p. 4）と，問題提起がなされる。そして，「いろいろな役割を持つ自立した個人が，相互に結びつき，支えあい，『家庭，地域，職場，学校』といった生活に深く関わる場に多様な形で関わっていきけるような社会」「個人の自立を基本にした『多様性と連帯の社会』」をつくるという社会の展望が示されている。

次に，この社会像が実現するうえでは，社会を構成する（1）家族，（2）地域，（3）職場，（4）学校それぞれ変化していくことが必要になってくると，いわばサブシステムの変化の必要性を説く。第一の家族について，前述した人口審議会の論点を引き受けつつ，よりふみこんだ記述になっている¹¹⁾。すなわち，標準世帯（近代家族，いかえれば，男性稼ぎ主世帯）を念頭に置いた家族像の普遍性が失われていること。今後は，多様な価値観を持つ個人の自立と両立する，自立した個人の生き方を尊重した「家族像」に適合するよう，従来の仕組みを改めていく必要性が次のように語られる。

「現在の我が国社会を支える様々な仕組み，とりわけ年金制度をはじめとする社会保障制度や雇用慣行などは，『サラリーマンの夫，専業主婦の妻，そして子ども2～3人』といういわゆる標準世帯を前提に設計されてきた。

しかし，世帯全体としてみると単身世帯の増加が著しく，核家族世帯の中では夫婦のみの世帯が増加している。また，いまや共働き世帯が多数派となった現

11) 男女共同参画社会基本法制定論議も並行しており，その論議も影響していると思われる。

在、このような標準世帯を念頭に置いた家族観の普遍性は失われている。これからの家族は、多様な価値観を持つ個人の自立と両立する多様な形態をとることになるだろう。

今後の社会に向けて、前述した我が国社会を支える様々な仕組みを、自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支える家族像に適合するものに改めていく必要に迫られているといえよう。」（厚生省 1998, p. 122, 下線は筆者）

標準世帯（近代家族、男性稼ぎ主型）を念頭に置いた家族観の普遍性が失われている現在、新しい家族像とは、多様な価値観をもつ個人の自立と両立する多様な形態となる。自立した個人の生き方が尊重され、お互いを支える家族像。これが、1998年『厚生白書』でふみこんで論じられた新しい家族像の提起である。この新しい家族像は、新しい社会像——「ゆとりと潤いのある社会」「男女共同参画社会」——とセットで提示されている点で、踏み込んだ記述となっている。

しかし、具体的な立法や改正に結びつくことはなく、家族像の見直し論議は、1990年代から現在に至るまで申し送り事項のような位置づけであり続けている。その結果、現実の家族の在り方は多様化しているものの、諸政策の前提は「男性は稼ぎ、女性は子育て・介護や家事をする」「男性は稼ぎ、女性は家計補助的な仕事と家事育児」といった役割分担に基づいた「暗黙的な家族像」から脱却しきれていない。こうした「暗黙的な家族像」のもとで、個別主義的に「子育て支援」「ひとり親家庭支援」などの諸政策が積み重ねられ、いわば、家族像見直しなき、「暗黙的・個別主義的な子育て支援策」が形成されてきたのである。

2. 子育てニーズの心理的認知と育児負担感緩和戦略

第二の日本の特質は、韓国では子育てニーズと階層の視点は強く結びつけて考えられてきたのに対し、日本の子育てニーズは階層的視点よりも心理主義的な側面から把握される傾向があった点である。すなわち、2000年代に「育児ストレス」「育児不安」が社会問題化され、育児不安感の解消のための子育て支援が必要という議論が中心的であった。一方で、社会経済的基盤が不安定な低所得層や貧困層の子育てニーズが表出されにくかった。低所得層児童に対する経済的支援拡充よりはむしろ、子育ての不安感、楽しく子育てするにはどのような支援が必要なのかといった形で、子育てニーズが心理主義的な側面から語られ、中間層に対する子育て負担感をいかに緩和するかという問題意識が強かった。この背景には、低所得層支援が必要だという政治的な意思が、従来の政権で強くなかったことも大きい。

また、日本の政策手法について見ると、地域の実践では、1987年から被保護世帯・低所得世帯で低学力の中学3年生向けの勉強会や、東京都の「中学校を卒業する被保護児童に対する自立援助金支給事業」の新設がなされてきた（宮武 1987）。しかし中央政府レベルでは、直接的に「低所得層児童」と打ち出してアプローチすることを差し控える傾向があ

るのではない。できるだけ子ども全体への普遍的な施策の中で、低所得層児童支援に手厚くする施策を行う、というのがこれまでの日本のアプローチであると言える。子どもの貧困が社会問題化する中で、「すべての子どもへ」と広げる普遍的な支援と、ターゲットを絞った社会的支援の拡充がともに重要であるという政策言説は拡大しているものの、中央政府レベルで「低所得層児童支援」と韓国のように直接的に対象化することは積極的にはなされない。

むしろ、母親に対して、心理面からターゲット化する傾向が日本では見られる。すなわち、中間層の、母親の育児負担や育児ストレスの緩和、子育ての経済的負担感の緩和といった負担感緩和戦略が多くみられてきた。

V. 考察

1. なぜ日本と韓国は異なるのか

以上の日韓比較の要点をまとめよう。韓国社会は、多様な家族をどう包摂するかという視点から、新しい家族関係の見直しの中で、明示的な「家族政策」に向けて政策の再編が進んできた。そして、階層の視点から子育てニーズが認知され、低所得層児童に焦点を絞ったターゲット戦略がとられている。一方、日本は、家族像見直しなき、暗黙的・個別主義的な子育て支援策の形成が見られ、子育てニーズは母親の心理的側面から認知され、中間層の母親の育児負担軽減といった対象化がなされてきたといえる。

日本と韓国でこのような特徴を持つに至った要因は何なのか。ここでは四点を挙げたい。

一点目の政策形成面（アクター）の要因として三点に分けることができる。まず韓国では、社会運動や民間団体の大きな役割があった。従来の貧民運動や女性運動など、多様な社会運動の連携によって、低所得層児童支援事業や多様な家族支援が地域の資源を活用しながら展開されてきた。次に、韓国における学界や研究者と政治との近さである。政策課題として社会問題化する過程において、当事者団体や社会運動のみならず、研究者や学界も、政治家や官僚と連携して改革を動かしていくダイナミズムが挙げられる。さらに、強い政治意思である。低所得層支援というのは、盧武鉉政権が特に力を入れたい重要課題と位置づけられていたことも大きい。

二点目の家族制度改革状況の要因として、韓国家族法では、戸主制度が1990年代中盤まで残り、家族法改正のタイミングと家族政策形成のタイミングにタイムラグがなかった点である。女性運動や女性省側には目に見える改革すべき家族制度が政策課題としてあり、それが家族政策の重要イシューとしても認知された。

三点目の社会経済的要因として、韓国は日本より先に経済危機を経験し家族の経済的基盤が大激変し、日本以上の圧縮的な家族変化を経験したことで、「新たな家族関係」を提示せざるを得ない状況に追い込まれた。

一方、これら三点の要因について日本を見るとどうか。まず政策形成面で考えると、日本では女性運動や貧民運動が組織化した運動や連携事業の展開が厳しく、また、日本では

学問と政治の距離が韓国より遠く、組織的に学界・政治家・当事者団体・運動とが連携して政策課題として問題化したり、法律制定や事業化へつなげていくという手法はまれである。政治意思としては、民主党政権になり、貧困率の公式統計の公表や子どもの貧困率の高さが政策上の問題意識に反映されるようになった点は変化が見られる。しかし、1990年代末から2000年代の少子化対策においては中間層支援が重要課題とされ、低所得層支援は重要な政策課題とは認識されてこなかった。次に家族制度改革状況はどうか。日本は戦後の家族法改正から60年以上経過し、現代では、戸籍制度とそれ以外の関係とを使い分ける慣行（職場における通姓使用等）が定着している。少子化対策や子育て支援と家族法や戸籍法改正はリンクされず別の制度領域である。さらに社会経済的要因から考えると、韓国のような急激な経済危機と圧縮的家族変化が見られず、「家族像見直し」のインセンティブが働きにくい点も韓国との比較から示唆される。

最後の四点目の要因として、両社会における「子育てをめぐる問題の発見の仕方、問題の帰着のさせ方」の違いを指摘したい。すなわち、韓国では、子育て問題を「家族」の問題に帰着させ、「家族」単位で解決しようとする傾向がある。女性や子どもを福祉的に統合（包摂）する論理や手法は、「家族」という単位にもとづいている。一方、日本はどうか。「少子化対策プラスワン」（2002年）でも、「子育て機能の再生」「男性の働き方改善」という、いわば、家族像自体は問われないまま、「子育て／働き方」という行為への支援という形式が見られる。その後の「次世代育成支援」という政策枠組みにおいても、家族像が問われないまま、家族の中の「次世代育成（子育て）」を支援するという形式が引き継がれる（相馬 2011）。こうした形式の中で、韓国よりも個別主義的に、子育て問題を「母親」の問題として発見したり、問題を「母親の心理的問題」などに帰着させる傾向が強かった。

2. 日本で「家族像の見直し」が回避されるのはなぜか

このように、同じ「家族中心的福祉レジーム」と括られてきた日本と韓国では、女性や子どもに対する福祉的統合（包摂）の考え方や手法に違いが見られるが、なぜ「家族像見直し」が日本では回避されるのだろうか。もともと、日本では家族政策の概念規定やその基本原則など、根本的な議論が行われてこなかった（小島 1993, 1994）。1990年代後半から少子化対策という枠組みの中でも、家族政策とは何か、その基本原則は何かという点が深められなかった。また近年の民主党政権では「チルドレンファースト」という原則のもと、「子ども・子育て政策」「子ども・子育て新システム」という形で、家族の中の「子ども・子育て」を全面に出した形にしている。

ここで日本において、家族像の見直しが政策課題の全面イシューにならず、後景に退いていったことに対して、「日本は少子化問題が全面イシューになっているから、少子化対策の文脈では、家族像そのもの見直しが後景に退いたのだ」と考えられるかもしれない。2002年1月の人口推計で、夫婦の出生力低下という新しい現象がみられた以降、下げ止まらない少子化を前に、政府側にも焦りや苛立ちが見え隠れし、在宅子育て支援や働き方の

見直しに政策の重点が移ってきた。そのため家族像見直しの論議が後景に退いていったという見方もできるかもしれない。しかし、上記で見てきたように、日本以上に少子化が進行している韓国では、家族概念の見直しが全面的な政策イシューとなった。少子化が同じ問題になり、少子化対策が進行している日韓を比較すると、一方の日本では家族概念の見直しが全面的な政策課題とならず、他方の韓国では、日本以上に少子化が進行するなかで、家族概念の見直し自体が全面的なイシューとなった。したがって、「少子化だから」という理由づけはあてはまらない。

たしかに、下夷（2007）が指摘するように、日本で「社会化されたケア体制における家族の位置づけ」が議論されない要因を考えると、日本社会に残る家族神話が復活することの警戒から、家族ケアをめぐる議論が回避されてきた面がある。すなわち、日本では妻や嫁による介護を日本の伝統として美化する思想や母親の育児を絶対視する風潮など、家族神話はいまだに根強く残っている。こうした社会状況の中で、家族のケア機能を評価し、全体のケア体制の中に家族を位置づける議論をすることは、家族神話を活気づかせ、家族・女性のケア役割を再強化する危険があると警戒し、家族ケアをめぐる議論が回避されてきた（下夷 2007, pp. 221-222）。ここでは、誰が警戒し、回避してきたのかは明示されていないが、官僚、政治家、研究者、学会、社会運動など、政策立案に関わりのあるアクターがその警戒感をもってきたと示唆しているのだろうか。

本稿では、社会化されたケア体制における家族の位置づけ論の回避（下夷 2007）という論点よりはむしろ、政策が前提とする家族像見直し論の回避という論点から発展させ、「暗黙的な家族像から脱却しきれない」と論じた。1980年代末までに、政策の基底にある家族モデルが核家族から三世同居家族とそのバリエーションへと転換された一方で、現実の家族は核家族の定着と女性の雇用化が進行して、家族モデルと現実の家族との乖離が生じてきた（下夷 1994, pp. 265-266）。現代ではさらに現実の家族の在り方は多様化しているものの、諸政策の前提が「男性は稼ぎ、女性は子育て・介護や家事をする」「男性は稼ぎ、女性は家計補助的な仕事と家事育児」といった役割分担に基づいた「暗黙的な家族像」から脱却しきれないまま、個別主義的な制度改革が積み重ねられてきたという日本の特徴を示した。

加えて、家族変化の圧縮性という視点から見ると、日本は韓国ほど家族変化の圧縮性が高くなかったがために、韓国ほど「家族像の見直し」——未婚母、ひとり親、結婚移民者、多文化家族など、多様な「家族」の形を家族定義に入れ直し、平等で民主的な家族関係の再定義をすること——が追い込まれてこなかったように見えるかもしれない。しかし日本の場合、韓国より圧縮性の低い変化の中で改革スピードも遅いという問題を指摘しなければならない。韓国の経験を見ると、2000年代の圧縮的な家族変化を同時タイミングで経験したことで、家族像の見直しを社会的な問題として共有化せざるを得なくなっただけでなく、1997年経済危機により、今日の暮らしがずっと続くとは限らないという危機感が国民に共有された。日本も景気悪化が深刻化する中で、圧縮的な家族変化を同時タイミングで経験することになった場合に、どのような方向に家族をめぐる諸政策の改革を行うべきか

を考える上で、この韓国の経験は、現代的な示唆に富むものとする。

VI. おわりに

最後に日本と韓国の政策アプローチの違いをふまえて、日本の今後の課題について考えたい。

日本は、韓国のように「家族像」の見直しを真正面から行うよりも、「子ども」を入口に政策論議を組み立てる傾向がある。この傾向を踏まえ、「多様な子どもを支援する」という形式で、あらゆる家族形態、世帯類型に属する子どもも排除されないような、「多様な子どもを包摂する家族政策：子どもにとって平等で民主的な家族関係の再定義を通じて」の形成が現実的な方策だと考える。韓国の経験から学びながら、日本独自の道を考えることが重要である。

特に、暗黙的・個別主義的な制度改革の基盤となっている、家族像（夫婦像・親子像・子ども像・青年像）を一つひとつ解きほぐすことは、平等で民主的な家族関係の再定義であり、より多様な子どもや家族のあり方を受け入れる社会、そして、子どもの平等を敏感に問題化して改革する社会に変えていくことにつながっている。例えば、近年の日本社会で急増する単身世帯を政策でどう包摂していくのか、単身世帯化が進むデンマークのように、「単身者に基づく家族」という形で、多様な家族政策の中に束ねていくのか、という点も家族像の問い直しとセットの課題である。圧縮的な家族変化と単身世帯の増加によって、「子ども」「家庭」「若者」といった政策対象を、どう日本的に包摂し直していくかが今日的な課題として問われている。

補遺：厚生政策セミナーでは参加者の方から貴重なコメントを頂戴した。永瀬伸子先生からは本稿発表の貴重なアドバイスを頂戴した。この場をかりて感謝申し上げたい。

引用文献

韓国語文献

女性家族部 (2006) 『第一次健康家庭基本計画 (2006~2010)』 2006年11月。

日本語・英語文献

青木昌彦 (2001) 『比較制度分析にむけて』 NTT 出版。

有田伸 (2006) 『韓国の教育と社会階層：「学歴社会」への実証的アプローチ』 東京大学出版会。

Goodman, Roger and Ito Peng (1996) "The East Asian Welfare States: Peripatetic Learning, Adaptive Changes, and Nation-Building," in Gøsta Esping-Andersen (ed.) *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, London: Sage Publications Ltd, pp. 192-224.

岩田正美 (1998) 「〈個人〉と〈社会〉、その統合としての社会福祉の諸概念：社会福祉学原論ノート」『人文学報』 291号, pp. 1-21.

岩田正美 (2001) 「社会福祉における対象論研究の到達水準と展望：対象論研究の視角」『社会福祉研究』 80号, pp. 28-33.

- 人口問題審議会編 (1998)『人口減少社会, 未来への責任と選択—少子化をめぐる議論と人口問題審議会報告書』ぎょうせい.
- 厚生省 (1998)『厚生白書』.
- 小島宏 (1993)「家族政策の基本原則 (上)」『海外社会保障情報』109号, pp. 16-26.
- 小島宏 (1994)「家族政策の基本原則 (下)」『海外社会保障情報』110号, pp. 75-95.
- 増田雅暢 (2008)『これでいいのか少子化対策: 政策過程からみる今後の課題』ミネルヴァ書房.
- 宮本太郎・イトベング・埋橋孝文 (2003)「日本型福祉国家の位置と動態」エスピン-アンデルセン編『転換期の福祉国家』早稲田大学出版部, pp. 295-336.
- 宮武正明 (1987)「高校入学準備金制度をつくった福祉現場の力」『住民と自治』292号, pp. 73-75.
- Ochiai, Emiko (2009) "Care Diamonds and Welfare Regimes in East and South-East Asian Societies: Bridging Family and Welfare Sociology," *International Journal of Japanese Sociology*, Vol.18, pp. 60-78.
- 大沢真理 (1996)「社会政策のジェンダー・バイアス: 日韓比較の試み」原ひろ子・前田瑞枝・大沢真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』新曜社, pp. 25-96.
- Raymond K.H., Soma N, and Yamashita, J., (2011) "Care Regimes and Responses: East Asian Experiences Compared," *Journal of Comparative Social Welfare*, Vol.27, No.2, pp. 175-186.
- 下夷美幸 (1994)「家族政策の歴史的展開」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会, pp. 251-272.
- 下夷美幸 (2007)「家族の社会的意義とその評価: 育児・介護の担い手として」本沢巳代子・ベルント・バロン・フォン・マイデル編『家族のための総合政策』信山社, pp. 217-237.
- 相馬直子 (2004)「こどもとく福祉/教育>国家: 韓国における<保育/幼児教育>領域の歴史的変容」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進事業『韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策に関する比較研究』平成15年度総括研究報告書, pp. 89-118.
- 相馬直子 (2008)「韓国 出発点の不平等と少子化のはざま: 子育ての社会化のジレンマ」泉千勢・一見真理子・汐見稔幸編『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店, pp. 186-213.
- 相馬直子 (2010)「圧縮的な家族変化への適応戦略: 日韓比較から」金成垣編『現代の比較福祉国家論: 日韓から東アジアへの新しい視座』ミネルヴァ書房, pp. 313-337.
- 相馬直子 (2011)「家族政策の日韓比較」後藤澄江他編『家族/コミュニティの変貌と福祉 社会の開発』中央法規, pp. 73-93.
- 相馬直子・朴志允 (2009)「韓国のシングルマザー政策」杉本貴代栄・森田明美編『シングルマザーの暮らしと福祉政策: 日本・アメリカ・デンマーク・韓国の比較調査』ミネルヴァ書房, pp. 70-117.
- 相馬直子・韓松花 (2009)「韓国: 放課後対策における教育福祉の試み」池本美香編『子どもの放課後を考える: 諸外国との比較でみる学童保育問題』勁草書房, pp. 141-158.

Compressed Family Changes and Family Policy Restructuring: From a Comparative Analysis of Japan and South Korea

Naoko SOMA

The purpose of this paper is to clarify the characteristics of policy approaches and the logic of family policy in Japan and South Korea through a comparative analysis.

Korean society has been facing compressed family changes and an economic crisis earlier than Japan. The Korean welfare state has introduced an "explicit family policy," with strong recognition of childcare needs from a class-based perspective. Furthermore, the Korean welfare state has developed an approach that targets children of low-income families. On the other hand, the Japanese welfare state has implemented an "implicit and particularistic childcare policy," with a strong emphasis on easing mothers' childcare burdens or stress, especially for middle class mothers.

The factors which have led to the characteristics of Japan and South Korea can be explained by (1) the actors who have influenced processes of policy making, (2) the situation of the reform of family law, and (3) socio-economic situations. Furthermore, underlying these three factors, there is also a difference in the way in which childcare problems are recognized and resolved in the field of family and childcare matters. In South Korea, the way in which childcare problems are recognized and resolved tends to focus on the "family." On the other hand, in Japan, it tends to focus on "mothers" due to the particularistic policy approach. The future direction of welfare regime restructuring may well be influenced by the approach toward the welfare inclusion of women and children.